

那珂川町 自治功労者 表彰式

町の自治・教育・文化・産業の発展に貢献された方を表彰する自治功労者表彰式が10月18日、小川総合福祉センターあじさいホールで開催され、約150人が出席しました。表彰された方々は次のとおりです。



那珂川町自治功労表彰者

藤田和夫さん（和見）

馬頭町教育長並びに那珂川町教育長として、教育行政の円滑な推進と本町自治振興に貢献されました。

故 大武知宏さん（矢又）

多年にわたり馬頭財産区議会議員として、財産区の適正運営と本町自治振興に貢献されました。

田島文子さん（馬頭）

小林末吉さん（谷川）

笹沼久一さん（小砂）

福嶋タミさん（芳井）

多年にわたり民生委員児童

委員及び社会福祉推進員として、地域福祉の推進と本町自治振興に貢献されました。

舟戸お囃子会

代表 田所克美さん（小川）

お囃子の演奏活動を通じ保存継承するとともに、多年にわたり青少年の健全育成並びに町民文化の発展と生涯学習の助長に寄与し、本町自治振興に貢献されました。

那珂川町感謝状贈呈者

藤田和夫さん（和見）

教育振興のため、馬頭広重美術館をはじめ多額の浄財を寄付されました。

藤田和夫さんが地方教育行政功労者表彰



長年にわたり本町の教育の発展と充実に貢献されてきた藤田和夫さん（和見）が、平成20年度地方教育行政功労者表彰で文部科学大臣表彰を受賞しました。

藤田さんは、平成11年5月から平成19年11月までの8年6ヵ月、旧馬頭町教育長並びに那珂川町初代教育長を歴任し、教育の振興と充実のため献身的に尽力されました。

「那珂川町福祉まつり」にぎわう

「福祉と防災」を主要テーマに第3回那珂川町福祉まつりが10月18日、小川総合福祉センターすこやか共生館前で開催されました。

消防防災ヘリコプター

「おおるり」での本番さながらの救助・散水デモンストレーションや煙の中の擬似体験などが行われました。

また、ふれあいイベントや模擬店など34団体が出店し、たくさんの人出でにぎわいました。



「一票に託す栃木の明るい未来」 栃木県知事選挙

投票日／平成20年11月16日(日) 午前7時～午後8時 告示日／10月30日(木)

■期日前投票

仕事や旅行等で投票当日に投票できない方は、期日前投票を利用しましょう。

期日前投票期間

10月31日(金)～11月15日(土)の16日間

期日前投票所 馬頭期日前投票所 山村開発センター
小川期日前投票所 小川健康管理センター

■栃木県知事選挙における転入者の投票

栃木県知事選挙は、来る11月16日に投票が行われますが、平成20年7月以降に那珂川町に転入された方は、次のことに注意してください。

1. 本年7月29日以前に那珂川町に転入届をされた方
那珂川町において、投票をすることができます。
2. 本年7月30日以降に栃木県内の他の市町から転入し、

転入届をされた方

「引き続き栃木県の区域内に住所を有する証明書」により、前住所地において栃木県知事選挙の投票をすることができます。

※「引き続き栃木県の区域内に住所を有する証明書」については、役場住民生活課戸籍住民係の窓口で発行(無料)しますので、この証明書を前住所地の投票所の受付に提出してください。

また、前住所地で不在者投票を行う場合や投票用紙等の請求の手続きをする場合にもこの証明書が必要となります。

3. 本年7月30日以降に栃木県外の市区町村から転入し、転入届をされた方

今回の栃木県知事選挙は、投票することができません。詳しくは、那珂川町選挙管理委員会までお問い合わせください。☎0287-92-1111

市町村税徴収強化月間

2008冬

全県下一斉の取り組み

納税の公平と徴収の確保を図るため、11月から12月を「市町村税徴収強化月間」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

三位一体改革と税源移譲

昨年度から、三位一体の改革により国からの補助や負担金が削減され、その分が住民税(地方税)に移し替えられました。

しかし、財源ではなく税源の移譲なので、住民税の収納率が低いと、那珂川町の歳入は少なくなってしまう。 (納税者の皆さんは、基本的に住民税が増えた分、所得税は減っています)。このことは、那珂川町の予算に占める町税の割合が、大きくなったことを意味しています。 徴収が確保できない場合、予定していた事業が行えなくなったり、必要な住民サービス

への提供に支障をきたすこととなります。

一人ひとりが那珂川町を支える

これからは、町民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うこととなります。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの町を支えていくことになるのです。

自主的な納付

那珂川町は、自主的な納税を期待しています。期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分(差し押さえ・公売など)をしなければなりません。

差し押さえ財産の調査のため、滞納者の方の住居や事業所の搜索、自動車差し押さえのためのタイヤロック(写真)をすることもあります。滞納処分をしないで済むように、皆さんの自主的な納税をお願いします。

町では徴収確保に向け、次のような取り組みを行っています

納税相談

町税を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

納税催告

納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

財産調査

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し、調査を行います。

給与調査

滞納者の給与を差し押さえするため勤務先に対し、給与の調査を行います。

差し押さえ処分

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差し押さえを行います。差し押さえ後も納付されない場合、差し押さえ財産の公売・取り立てを行います。



問い合わせ 税務課管理収税係

☎0287-92-1120